

平成19年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

(1) 点検の目的

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であるため、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保並びに徹底が求められているところです。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

(2) 国土交通省直轄工事における実施方法

①点検時期

平成19年10月から11月を全国一斉点検期間とし、期間内に抜き打ちで点検を実施しました。

②点検対象工事

請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事及び低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

③点検内容

建設業法、適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等以下の項目と下請負契約に関する項目を点検項目としました。また、平成18年度より請負額2,500万円以上の下請負業者に対して、元請負業者が下請負業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて主任技術者へヒアリングを実施しました。

(i) 基本点検項目

【監理技術者等の配置に関する点検項目】

①元請の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第

26条等)、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示(建設業法第26条第5項等)

【施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目】

①施工体制台帳の備え付け(建設業法第24条の7)、②施工体系図の掲示(建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項)③建設業許可票の掲示(建設業法第40条)、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示(労働者災害補償保険法施行規則第49条)、⑥工事カルテの登録申請状況

【下請契約に関する点検項目】

①下請の建設業許可(建設業法第3条)、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約、④適切な請負代金の支払い方法

(ii) 一括下請に関する点検項目

【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】

①技術者専任(現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐)、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁等への届け出等、⑤近隣工事との調整、⑥施工計画(施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査)、⑦工程管理、⑧出来形品質管理(品質管理に関する作業分担、検査・試験の整理・記録、段階確認または施工状況検査の実施)、⑨完成検査(下請業者の完成検査)、⑩安全管理(KY活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の常駐把握、作業主任者の資格確認・把握、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施)、⑪下請けの施工調整及び指導監督(施工体制台帳の内容把握、下請の主任技術者確認・把握、下請に対する安全管理の指導、工程会議の開催、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、作業手順書の作成・指導・監督)

【紛らわしい施工体系に関する点検項目】

①主たる1次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

(iii) 下請業者の点検項目

【下請の主任技術者の配置状況】

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

【下請の主任技術者へのヒアリング項目】

①不当に低い請負代金の実態、②不当な使用資材等の購入強制の実態、③請負代金の支払い実態

④点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員により、各地方整備局の企画部
工事監視官、工事検査官、営繕部の技術・評価課長等、港湾空港部の港湾空港整
備課長等、各事務所の副所長、工事品質管理官、技術課長及び工務課長等により
実施しました。実施にあたっては、主任監督員等の立会の上で、抜き打ちで各工
事現場に立ち入り、請負業者より関係資料の提示を求め点検を行いました。

(3) 国土交通省直轄工事の点検結果

全体で1,141件（稼働中工事7,991件の約14%）を点検しました。このうち低入札工事等は、535件（稼働中の低入札工事等の1,199件の約45%）の点検を行いました。

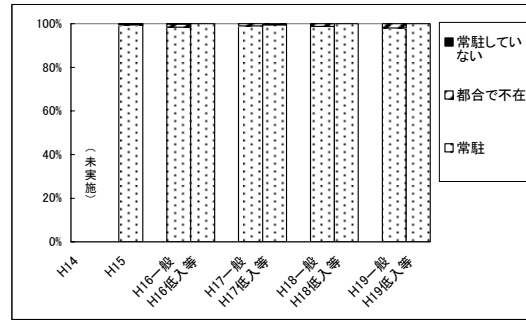
(i) 基本点検項目

① 監理技術者等の配置に関する点検

監理技術者等の常駐及び同一性については、不在である場合を除き、全ての工事において確認できました。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証については、不在である場合を除き、全ての工事において確認できました。

監理技術者の常駐

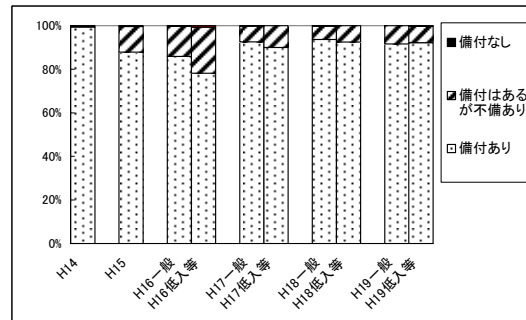


② 施工体制台帳の備付け等に関する点検

施工体制台帳の備え付け及び施工体系図の掲示については、ほぼ全ての工事において確認できました。

しかし、施工体制台帳については、一部の工事で記載漏れなどの改善すべき事項が見られました。（一般：49件、約8%、低入等：41件、約8%）施工体系図については、掲示場所が不適切なケース（工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所とはなっていないケース）は昨年度より減少しました。（一般：7件、約1%、低入等：13件、約3%）

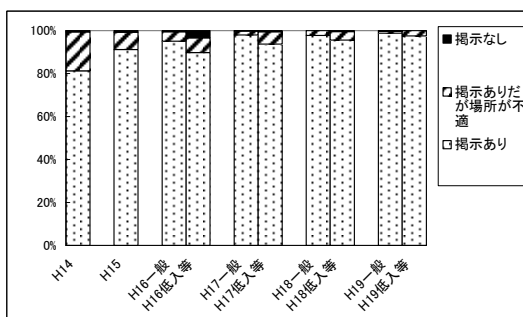
施工体制台帳



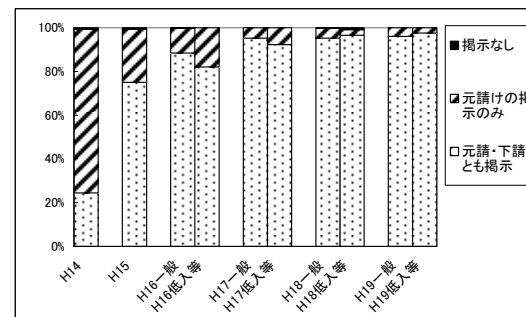
※H14年度は備え付けの状況のみ点検

建設業許可票の掲示についても改善傾向にありますが、元請の掲示のみの工事が37件あることが確認されたことから、請負業者に対し改善指導を行いました。（一般：24件、約4%、低入等：13件、約2%）

施工体系図



建設業許可票

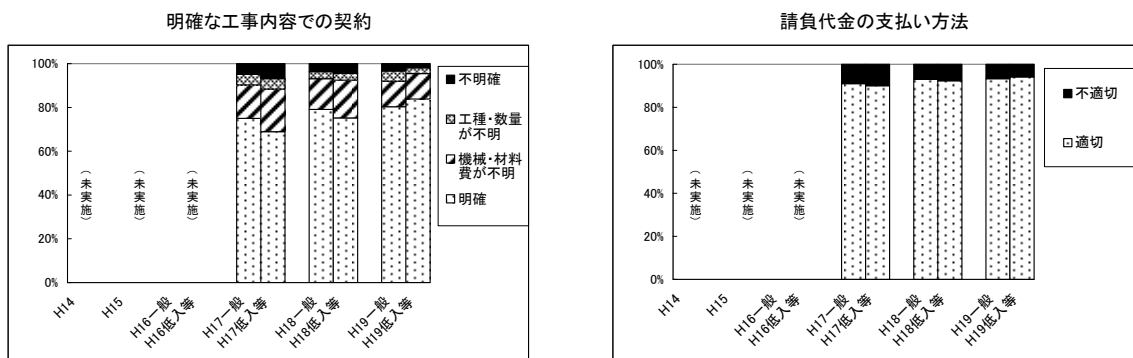


③下請負契約に関する点検

下請負業者の適切な建設業許可の有無や、建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項（工事内容、請負代金の額、工期など13項目）について、明確な工事内容で元請・下請契約がなされているか、および請負代金の支払方法が契約書に記載されているか等の下請負契約に関する点検を実施しました（平成17年度から実施）。

点検の結果、下請負業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合は、昨年同様ありませんでした。

明確な工事内容での契約は、昨年度より改善が見られるものの、依然として多くの工事で不明確なケースが見られ（一般：118件、約20%、低入等：85件、約16%）、また請負代金の支払い方法についても、一部の工事で不適切なケースが見られました。（一般：40件、約7%、低入等：31件、約6%）



(ii) 一括下請負に関する点検項目

④元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検

元請負業者の下請施工の関与状況は、改善すべき事項がある工事が見つかりました。特に、作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請負業者に対する安全管理の指導などの項目で不良となるケースが見られました。また、工程会議の開催、発注者との協議、品質に関する作業分担、安全巡視の実施などの項目で、改善すべき事項がある工事が見られました。

⑤一括下請負に関する点検（紛らわしい施工体制）

一括下請負の有無について、施工体制や元請負業者の下請施工の実質関与等の観点から点検を行った結果、一括下請の疑義のあるケースが7件あることが確認されたことから、以降の工事施工にあたり、監督職員により引き続き重点的に点検を実施します。

(iii) 下請業者の点検項目

⑥下請の主任技術者の配置状況（平成18年度から実施）

請負額 2,500 万円以上（建築工事は 5000 万円以上）の下請負業者に対して、主任技術者の専任、資格、同一性について確認を行いました。

結果、昨年同様、全ての下請負業者で主任技術者の専任等が良好であることが確認されました。

⑦下請の主任技術者へのヒアリング

元請負業者が下請負業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請負業者（756 社）の主任技術者へヒアリングを実施しました。

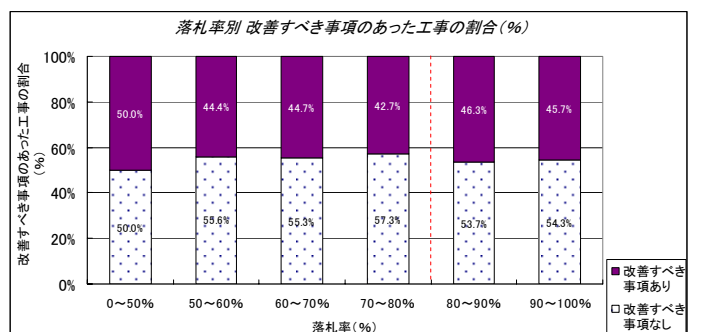
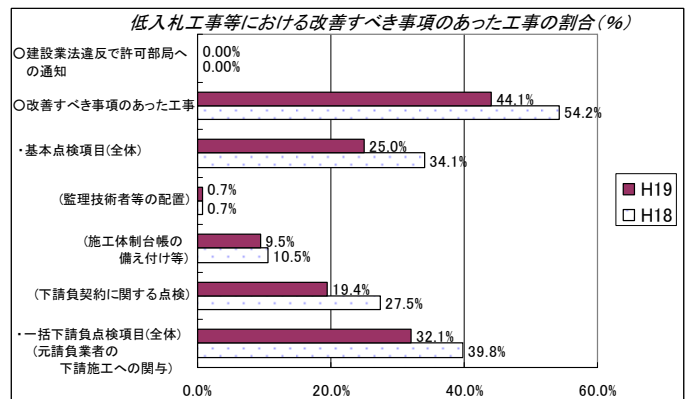
不当に低い請負代金の点検項目で「注文者が自己の立場を利用した」が 1 件、請負代金の支払い状況の点検項目で「契約書と違う支払い」が 2 件の回答を得ました。（書面等により明確に確認できないことから、許可部局への通知は行わず、今後監督により注視します。）

(iv) 低入札工事等の状況について

昨年度と比較すると、重点的な監督業務及び施工体制に関する点検を追加実施した結果、改善は見られるものの、依然として改善すべき事項のあった工事件数の割合が半数近い状況にありました。

また、改善すべき事項の内容としては、一括下請の疑義のあるケースが 4 件（一般工事では 3 件）、下請負業者の施工箇所の段階確認等を実施していないなど、元請負業者の下請施工への関与状況に関する点検について改善すべき事項が多く見られた。

また、落札率別に不備のあった工事件数の割合（不備率）を見ると、落札率により不備の割合に大きな違いは見られませんでした。



(v) 総括

今回の点検では、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は無かったが、512件の工事（点検を行った工事の約45%）で改善すべき事項が見つかったため、工事担当事務所等に通知しました。

また、基本点検項目全体では317件（約28%）、うち監理技術者の配置等に関する点検項目、施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目及び下請契約に関する点検項目に関しては、それぞれ5件（約0.4%）、126件（約11%）、244件（約21%）の工事で改善すべき事項が見つかりました。

元請け業者の下請施工の関与状況に関する点検項目については、370件（約32%）の工事で改善すべき事項が見つかり、一括下請に関する点検項目については、一括下請の疑義のあるケースが7件（約0.6%）あることが確認されました。

(4) 地方公共団体及び関係機関等の取組み状況

47都道府県、17政令指定都市及び22関係機関が同様な取組みを行いました。概して良好な結果となっており、建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることが窺えますが、建設業許可票掲示や施工体制台帳の記載の不備があるケースなどが見られました。

(5) まとめ（全体）

全国一斉点検は、今年度で6回目となりますが、今回の点検結果を見ると、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はありませんでした。平成14年度には改善すべき事項が目立った建設業許可票の掲示や施工体系図の掲示等の基本点検項目については、年々改善が見られ、特に、担当事務所等に通知した件数が昨年度と比較し減少するなど、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえます。

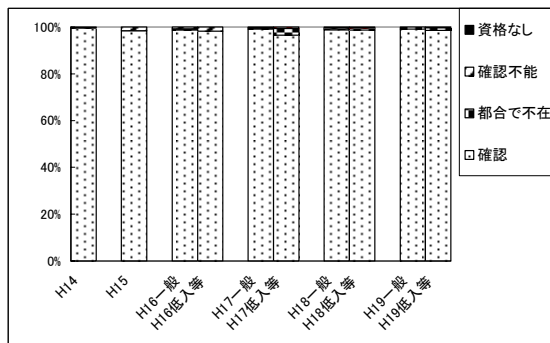
しかしながら、施工体制台帳の備え付けの内容の不足、元請負業者が下請負業者と明確な工事内容で契約を行っていないケース等が見つかるなど、更なる改善が必要です。

また、低入札工事においては、重点的な監督業務及び施工体制に関する点検を追加で実施した結果、昨年度に比べ改善は見られるものの、依然として半数近い工事において改善すべき事項が見られるなど、更なる指導・改善が必要です。

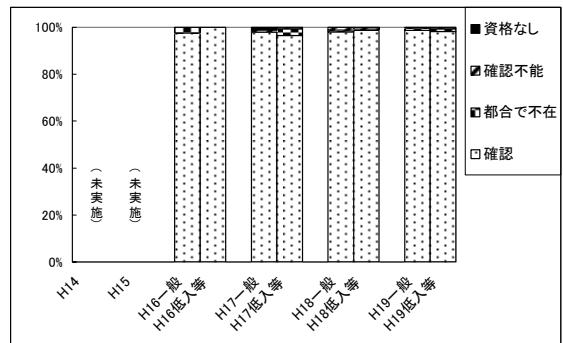
国土交通省としては、さらなる適正な施工体制の確保を図るため、引き続き低入札工事はもとより、一般工事についても元請負業者の下請施工の実質関与が不十分なケースなどについて、通常の監督業務を通じて是正を求めるなど、所要の施策を講じていきます。あわせて、地方公共団体及び関係機関等の公共工事発注機関との連携も強化していきます。

平成19年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果 【1. 基本点検】

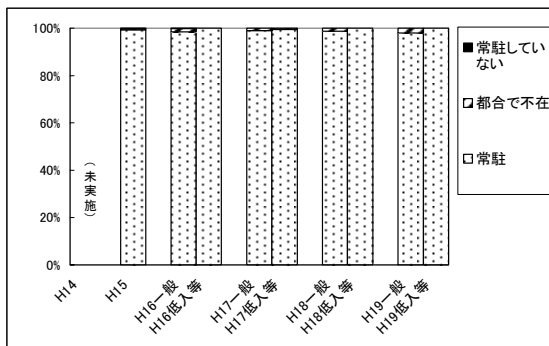
監理技術者資格者証



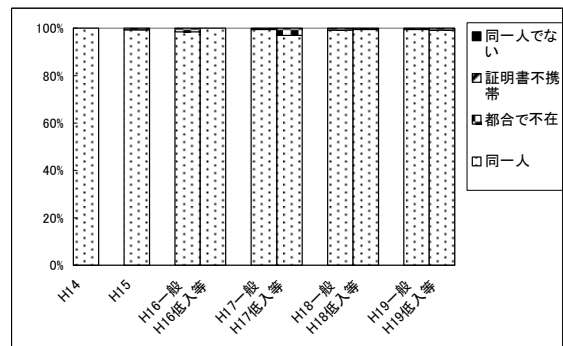
監理技術者講習修了証



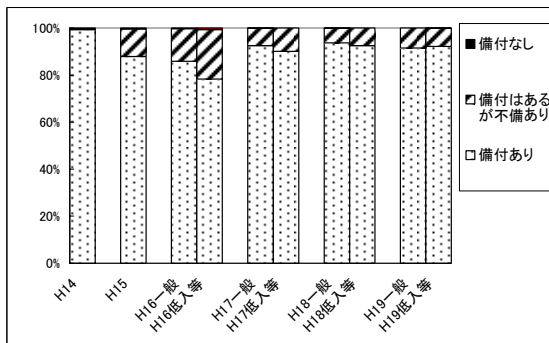
監理技術者の常駐



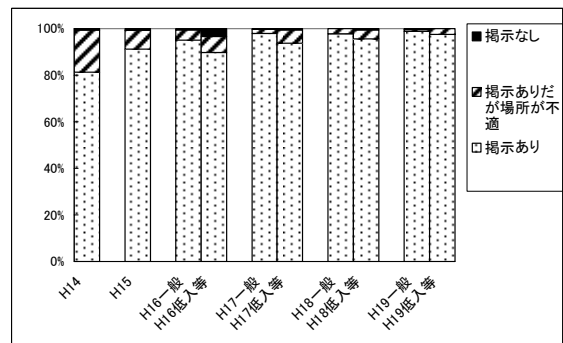
監理技術者の同一性



施工体制台帳

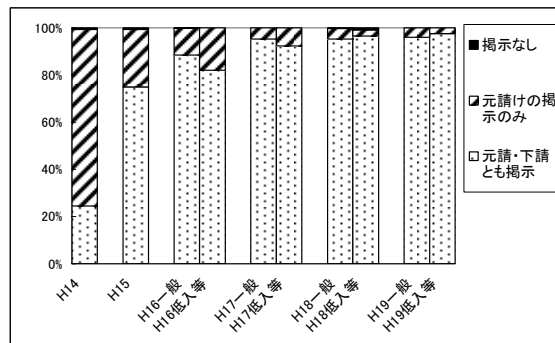


施工体系図

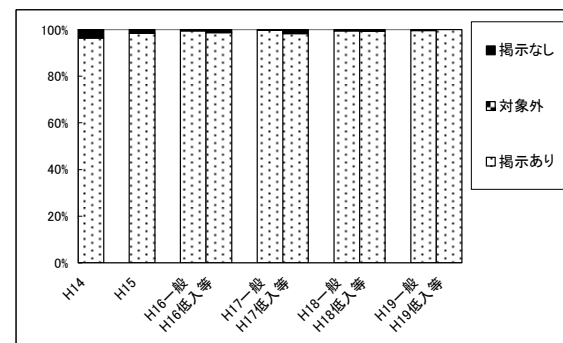


※H14年度は備え付けの状況のみ点検

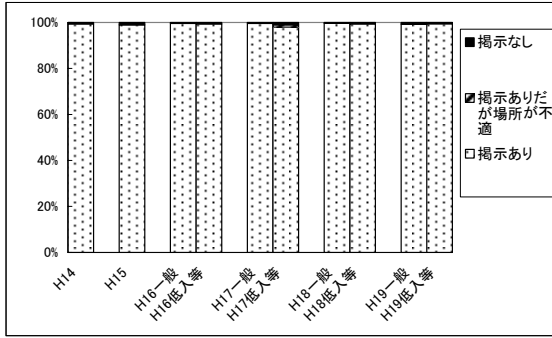
建設業許可票



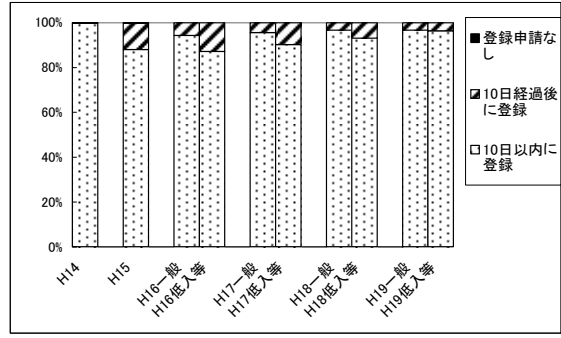
建退共通用事業場



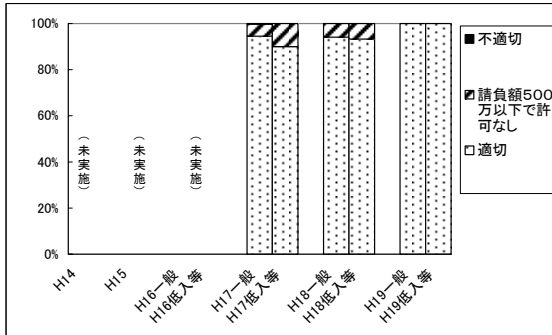
労災保険



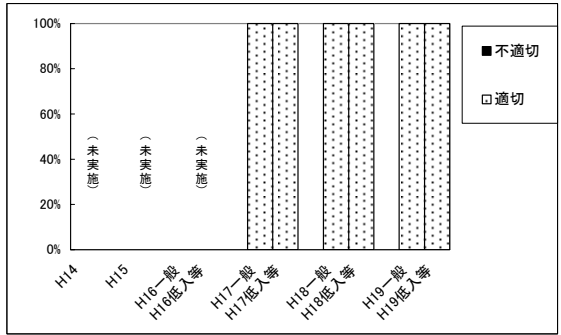
工事カルテ



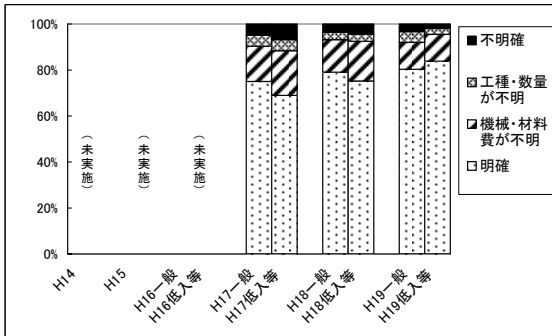
下請の建設業許可



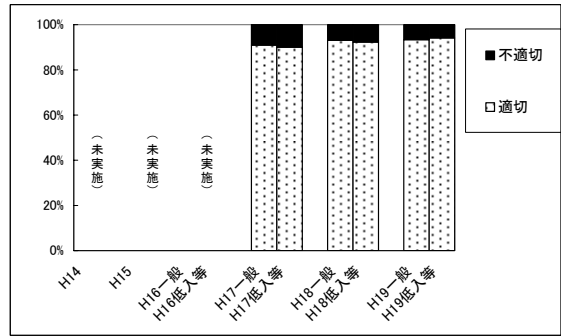
軽微な工事の契約



明確な工事内容での契約



請負代金の支払い方法



平成19年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果【II. 一括下請点検】

◆元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目（一般工事）

点検項目	良好		一部改善が必要		改善が必要		対象外		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
技術者専任									
現場代理人の常駐	606	100.0%	0	—	0	0.0%	—	—	
監理技術者の常駐	521	100.0%	—	—	0	0.0%	85	—	
主任技術者の常駐	139	100.0%	—	—	0	0.0%	467	—	
発注者との協議	575	95.0%	30	5.0%	0	0.0%	1	—	
住民への説明	390	97.7%	—	—	9	2.3%	207	—	
官公庁等への届出等	529	98.5%	—	—	8	1.5%	69	—	
近接工事との調整	313	96.3%	—	—	12	3.7%	281	—	
施工計画									
施工計画書提出状況	597	98.5%	—	—	9	1.5%	0	—	
品質管理計画等の立案	592	98.0%	10	1.7%	2	0.3%	2	—	
設計図書の照査	588	98.7%	—	—	8	1.3%	10	—	
工程管理	589	98.0%	11	1.8%	1	0.2%	5	—	
出来形品質管理									
品質管理に関する作業分担	547	97.9%	11	2.0%	1	0.2%	47	—	
検査・試験の整理、記録	546	97.8%	10	1.8%	2	0.4%	48	—	
段階確認または施工状況検査の実施	506	99.4%	—	—	3	0.6%	97	—	
下請業者の完成検査	490	94.2%	24	4.6%	6	1.2%	86	—	
安全管理									
KY活動	600	99.7%	—	—	2	0.3%	4	—	
安全巡視の実施	589	97.7%	11	1.8%	3	0.5%	3	—	
安全衛生責任者の常駐把握	572	97.1%	—	—	17	2.9%	17	—	
作業主任者の資格確認・把握	532	99.1%	—	—	5	0.9%	69	—	
災害防止協議会の設置と開催	541	94.6%	—	—	31	5.4%	34	—	
店社パトロールの実施	556	95.7%	19	3.3%	6	1.0%	25	—	
新規入場者教育の実施	591	98.0%	12	2.0%	0	0.0%	3	—	
下請の施工調整及び指導監督									
施工体制台帳の内容把握	580	99.0%	5	0.9%	1	0.2%	20	—	
下請の主任技術者確認・把握	587	99.2%	5	0.8%	0	0.0%	14	—	
下請に対する安全管理の指導	569	96.6%	—	—	20	3.4%	17	—	
工程会議の開催	546	93.8%	36	6.2%	—	—	24	—	
下請施工に関する段階確認の実施	509	98.5%	—	—	8	1.5%	89	—	
作業手順書の作成、指導・監督	520	88.6%	—	—	67	11.4%	19	—	

◆施工体制の点検（紛らわしいケースの点検）

点検項目	良好		一部改善が必要		改善が必要		該当しない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
主たる一次下請に直営施工がない	61	10.1%	—	—	2	0.3%	543	89.6%
特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工	37	6.1%	—	—	0	0.0%	569	93.9%
工区割された近接工事を同一一次下請人が施工	4	0.7%	—	—	0	0.0%	602	99.3%
下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工	19	3.1%	—	—	1	0.2%	586	96.7%

平成19年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果【Ⅱ.一括下請点検】

◆元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目(低入札等工事)

点検項目	良好		一部改善が必要		改善が必要		対象外	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
技術者専任								
現場代理人の常駐	535	100.0%	0	-	0	0.0%	-	-
監理技術者の常駐	486	100.0%	-	-	0	0.0%	49	-
主任技術者の常駐	82	100.0%	-	-	0	0.0%	453	-
発注者との協議	511	96.6%	18	3.4%	0	0.0%	6	-
住民への説明	368	97.1%	-	-	11	2.9%	156	-
官公庁等への届出等	485	99.4%	-	-	3	0.6%	47	-
近接工事との調整	342	95.0%	-	-	18	5.0%	175	-
施工計画								
施工計画書提出状況	528	99.1%	-	-	5	0.9%	2	-
品質管理計画等の立案	511	97.1%	15	2.9%	0	0.0%	9	-
設計図書の照査	521	97.9%	-	-	11	2.1%	3	-
工程管理	516	97.9%	9	1.7%	2	0.4%	8	-
出来形品質管理								
品質管理に関する作業分担	489	97.4%	12	2.4%	1	0.2%	33	-
検査・試験の整理、記録	493	98.6%	7	1.4%	0	0.0%	35	-
段階確認または施工状況検査の実施	458	98.7%	-	-	6	1.3%	71	-
下請業者の完成検査	443	94.5%	18	3.8%	8	1.7%	66	-
安全管理								
KY活動	526	99.2%	-	-	4	0.8%	5	-
安全巡視の実施	511	96.6%	15	2.8%	3	0.6%	6	-
安全衛生責任者の常駐把握	502	96.7%	-	-	17	3.3%	16	-
作業主任者の資格確認・把握	484	98.6%	-	-	7	1.4%	44	-
災害防止協議会の設置と開催	490	95.5%	-	-	23	4.5%	22	-
店社パトロールの実施	502	98.6%	4	0.8%	3	0.6%	26	-
新規入場者教育の実施	517	97.7%	11	2.1%	1	0.2%	6	-
下請の施工調整及び指導監督								
施工体制台帳の内容把握	517	98.9%	6	1.1%	0	0.0%	12	-
下請の主任技術者確認・把握	517	98.7%	7	1.3%	0	0.0%	11	-
下請に対する安全管理の指導	507	97.5%	-	-	13	2.5%	15	-
工程会議の開催	490	95.1%	25	4.9%	-	-	20	-
下請施工に関する段階確認の実施	449	96.4%	-	-	17	3.6%	69	-
作業手順書の作成、指導・監督	466	89.4%	-	-	55	10.6%	14	-

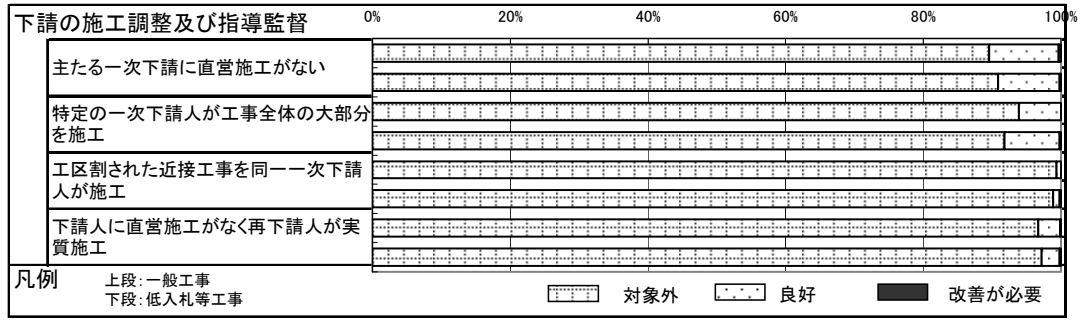
◆施工体制の点検(紛らわしいケースの点検)

点検項目	良好		一部改善が必要		改善が必要		該当しない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
主たる一次下請に直営施工がない	48	9.0%	-	-	1	0.2%	486	90.8%
特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工	43	8.0%	-	-	1	0.2%	491	91.8%
工区割された近接工事を同一一次下請人が施工	5	0.9%	-	-	1	0.2%	529	98.9%
下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工	14	2.6%	-	-	1	0.2%	520	97.2%

平成19年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果【II. 一括下請点検】

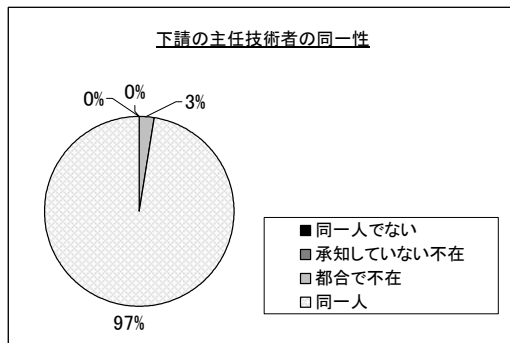
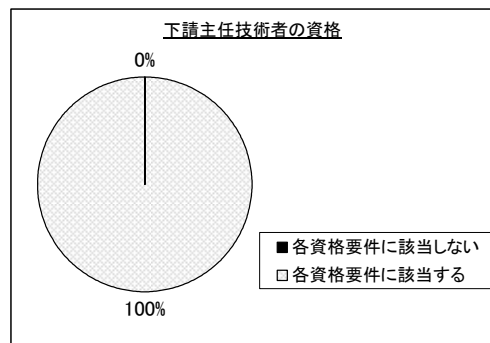
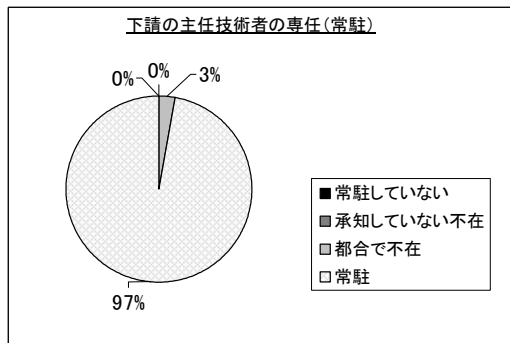
(元請負業者の下請施工の関与状況に関する調査)



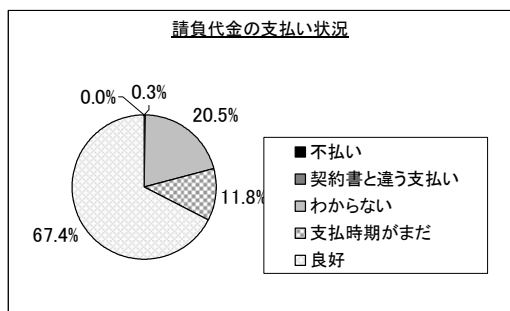
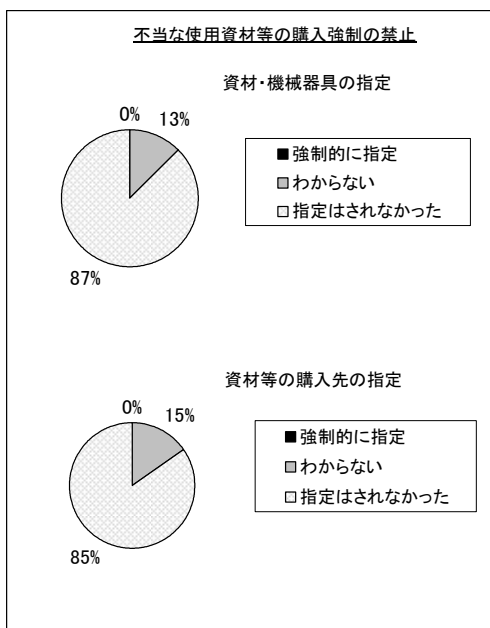
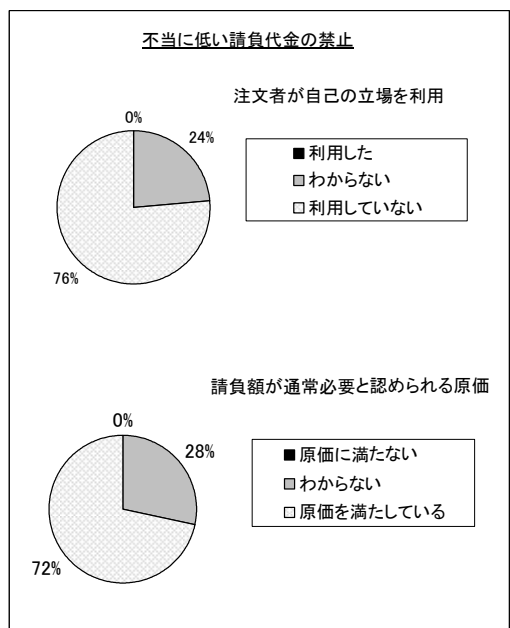


平成19年度 施工体制に関する全国一斉点検結果【Ⅲ. 下請業者の点検】

1. 下請の主任技術者の配置状況



2. 下請の主任技術者へのヒアリング



分類・点検項目・点検結果	H19	
	下請負者数	構成比
1. 下請の主任技術者の配置状況		
下請主任技術者の資格		
各資格要件に該当しない	0	0.0%
各資格要件に該当する	756	100.0%
下請の主任技術者の専任(常駐)		
常駐していない	0	0.0%
承知していない不在	0	0.0%
都合で不在	20	2.6%
常駐	736	97.4%
下請の主任技術者の同一性		
同一人でない	0	0.0%
承知していない不在	0	0.0%
都合で不在	19	2.5%
同一人	737	97.5%
2. 下請の主任技術者へのヒアリング		
不当に低い請負代金		
注文者が自己の立場を利用		
利用した	1	0.1%
わからない	176	23.6%
利用していない	570	76.3%
請負額が通常必要と認められる原価		
原価に満たない	0	0.0%
わからない	212	28.4%
原価を満たしている	535	71.6%
不当な使用資材等の購入強制		
資材・機械器具の指定		
強制的に指定	0	0.0%
わからない	87	12.5%
指定はされなかった	609	87.5%
資材等の購入先の指定		
強制的に指定	0	0.0%
わからない	114	15.3%
指定はされなかった	632	84.7%
請負代金の支払い状況		
不払い	0	0.0%
契約書と違う支払い	2	0.3%
わからない	150	20.5%
支払時期がまだ	86	11.8%
良好	492	67.4%